

## 権限移譲に伴う教育委員会規則の改正等について

### 1. 改正等の趣旨

県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴い、教職員の勤務条件を原則として神戸市の勤務条件に合わせるにあたり、必要な規則改正等を行う。

### 2. 改正等の内容

#### (1) 教第 88 号議案 教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則等の改正

##### ①教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則

〔規則の趣旨〕事務局及び学校等の職員の勤務時間、休暇の取り扱いについて規定

〔改正の概要〕県費負担教職員を除外する規定の削除

##### ②神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会規則

〔規則の趣旨〕分限懲戒審査会に関し必要な事項を規定

〔改正の概要〕「県条例に規定する処分」を諮問対象とする規定の削除

##### ③神戸市教育委員会職員職名規則

〔規則の趣旨〕事務局職員の補職名、職種名を規定

〔改正の概要〕人事委員会規則の改正に伴う文言整理

##### ④神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則

〔規則の趣旨〕教職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を規定

〔改正の概要〕

ア) 指導主事等に対する手当の一部改正

区 分	月 額
首席指導主事・首席人事主事	89,000 円
指導主事等（校園長）	83,000 円
指導主事等（教頭） ※新設	65,100 円
教職経験 20 年以上の指導主事等	54,000 円
教職経験 20 年未満の指導主事等	42,000 円

〔参考〕管理職手当について（人事委員会規則で規定）

区分		県制度月額【行革減額後】	権限移譲後
校 長	大規模校	76,000 円【60,800 円】	一律 70,600 円
	普通校	65,100 円【52,080 円】	
教 頭	大規模校	64,500 円【51,600 円】	一律 65,100 円
	普通校	53,700 円【42,960 円】	

※大規模校は小学校 19 学級以上、中学校 16 学級以上

イ) 教育業務連絡調整手当の新設 (日額 200 円)

小学校	①総務・学習指導担当 ②学年主任 (3 学級以上の学年) ③生徒指導主任 (専任に限る)
中学校	①教務主任 ②学年主任 (3 学級以上の学年) ③生徒指導主任 (3 学級以上の学校)
特別支援学校	①教務部長 ②生徒指導部長 (3 学級以上の学校) ③進路指導部長 (3 学級以上の高等部) ④小・中・高等部の学部長 (3 学級以上の学部)

(※下線は市制度で新たに規定)

ウ) 多学年学級担当手当の新設

複式学級を担当する場合に日額 290 円を支給

エ) 夜間学級担当手当の新設

夜間学級を担当する場合に (給料月額+教職調整額) ×10/100 を支給

⑤主任の設置に関する規則

〔規則の趣旨〕 小中、義務教育学校、特別支援学校の主任等に関し必要な事項を規定

〔改正の概要〕 ア) 対象校として盲学校を追加

イ) 「総務・学習指導担当」を新たに規定

ウ) 特別支援学校における進路指導部長、学部長を新たに規定

⑥神戸市立高等学校及び神戸市立盲学校の主任の設置に関する規則

〔規則の趣旨〕 高等学校、盲学校の主任等に関し必要な事項を規定

〔改正の概要〕 ア) 規則名の変更 (盲学校を除く)

イ) 対象校として盲学校を除外

⑦神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則

⑧神戸市立高等学校の管理運営に関する規則

⑨神戸市立特別支援学校の管理運営に関する規則

〔規則の趣旨〕 校種ごとの管理運営の基本的事項を規定

〔改正の概要〕 ⑤⑥の規則の改正に伴う文言整理

## (2) 教第 89 号議案 神戸市教職員の厚生制度に関する規則の制定

公立学校共済組合の組合員である教職員の福利厚生については、公立学校共済組合の事業及び教職員を福利厚生団体に加入させることにより実施しており、現状についてあらためて規則として規定する。

団体名	主な事業内容
①公立学校共済組合	年金・健康保険事業 保健福祉事業（人間ドック、メンタルヘルスチェック、生涯生活設計講座等） 貸付事業
②一般財団法人 兵庫県学校厚生会	給付事業（家族療養補助金、育児手当金、災害見舞金等） 福祉事業（指定宿泊施設利用補助、各種親睦事業等） 相談事業（法律相談、税務相談、在宅福祉相談等） 預金・貸付事業 保険事業
③神戸市立学校 教職員共済会	給付事業（結婚祝金、出産祝金、弔慰金等） 貸付事業 厚生事業（えらべる倶楽部、スポーツ観戦幹旋等） 勤続慰安会事業

## (3) 教第 90 号議案 神戸市教育委員会職員退職手当金支給規程等の改正

### ①神戸市教育委員会職員退職手当金支給規程

〔規程の趣旨〕事務局及び学校等の職員の退職手当金に関する細目について規定

〔改正の概要〕県費負担教職員を除外する規定の削除

### ②神戸市教育委員会職員の旅費取扱規程

〔規程の趣旨〕事務局及び学校等の職員の旅費の取り扱いに関する細目について規定

〔改正の概要〕ア) 対象として小中、義務教育学校、特別支援学校の教職員を追加  
イ) 教職員の旅行命令書の様式を新たに規定

### ③神戸市教育委員会職員証発行規程

〔規程の趣旨〕事務局及び学校等の職員の職員証の発行に関し必要な事項を規定

〔改正の概要〕県費負担教職員を除外する規定の削除

### ④神戸市教育委員会職員章規程

〔規程の趣旨〕事務局及び学校等の職員の職員章の取り扱いに関し必要な事項を規定

〔改正の概要〕県費負担教職員に関する規定の削除

## 3. 施行時期

平成 29 年 4 月 1 日